



宮 崎 県 公 報

平成23年2月22日（火曜日） 号外第16号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（3件）…（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 113号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第109号の4）を次のとおり変更する。

平成23年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
 - (1) 高鍋町大字高鍋町、大字蚊口浦、大字北高鍋、大字南高鍋、大字持田及び大字上江の一部（西畑田、東畑田、高月、嶋田、黒谷、松本、山下、飯長寺、谷坂、平原、東小並、西小並、中尾、黒土田、境谷、牧内、立野、市ノ山、永田、高平、江平、福井牟田、南唐木戸、北唐木戸、牛牧原、下耳切、北牛牧、南牛牧、大戸ノ口、新山、水除下、松ヶ鼻、堂ヶ瀬、安藏、馬場原下、馬場原前、水除、下小路後、船塚廻、中嶋、鴨作、馬場原、川田、楠木、三十割、片嶋田、仙藏寺、森、羽根田、上ノ藪、上ノ藪下、長法寺下、鍋田、鷲谷、山王、南中原、北中原、青木、野首、崩戸、崩戸池ノ向、五郎丸河原、五郎丸、老瀬河原、木ノ瀬下、荒原、木ノ瀬、田畑、老瀬、陣ノ本、烏帽子形、加志揚、老瀬坂上及び竹嶋）
 - (2) 新富町大字上富田、大字下富田、大字三納代、大字日置、大字新田の一部（富田向、後鶴、中屋舗、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、薩摩橋、亀甲上、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後藪、阿蘇河、岩穴ヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、溜水、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、小中州、黒瀬、猫之尾、森延下、森延、榎木西、成法寺、洗出、新田原、拾人圃、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、中門口、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、駒取場、上深田、笹原、壺町田、柳田、鍋山、瀬ノ口、須田貫、上別府、宮之後、猪之尻、上新開、岩瀬、上谷川、下野尾戸、西牟田、中別府、前原、西ノ田、鶴戸川、年神、下ノ田、北畦原、正右エ門尾、大迫、音明寺、下迫田、大牟田、下出口、新橋、中原、大中原、吐合、下谷川、大溝、三財原、湯の宮、

湯牟田、下川床、精曾、深田、平伊倉、楠木迫、中之迫、下大迫、直山、丸尾、浦田、貳斗蒔、五反丸、門田、烏帽子形、元牧神前、鉾津町及び羽広）、富田、富田東、富田西、富田南及び富田北

- (3) 木城町大字椎木の一部（油田、立山、小河原、一向瀬、田畑、下鶴、重木、竹下、杉ノ本、百田、先達屋舗及び木ノ瀬河原）及び大字高城の一部（下鶴河原、前畑、下鶴、松本、山下、柳ノ本、河原田、藪、竹ノ本、乙王丸、東宮田、園田、横町、町、城下、迫ノ内、歩行坂下、向河原、中河原及び藪村下）
- (4) 川南町大字川南の一部（西国光、前の田、前の田村下、前の田南、前の田西、赤坂下、東国光、山下道上、綿打、小池、平下、国光原、上ノ原、国光、蟻ノ別府、西ノ別府、西ノ別府下、西ノ別府坂下、地藏谷、天神前、角谷、角谷下、角谷堤尻、尾花坂上、尾花坂平、尾花西平、尾花坂東谷、上坊ヶ迫、勝司ヶ別府南、鬼ヶ久保、俵橋、稔、湯牟田、西原、尾花坂下、中坊ヶ迫、番野地西、豊里、伊倉坂の下、土橋、櫻の本、前坂、勝司ヶ別府、出水、出水原南、把言田、前藏、前の田村上及び湯牟田原西）及び大字平田の一部（元原、南原、番野地、蔭の木、鶴ヶ牟田、北の久保、通山、平鈴、通山村、新通山、戎の本、遅卸坂、隠り山、四海、新平鈴、鼻切及び水の元）

宮崎県告示第 113号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第109号の5）を次のとおり変更する。

平成23年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第 109号の5の1の(3)に掲げる区域

宮崎県告示第 113号の4

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第109号の6）を次のとおり変更する。

平成23年2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
 - (1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

② 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

③ 移動を制限する区域

ア 川南町大字川南の一部（古田、鼻切上、磯の上、大谷下、垂門、霧島、垂門村下、垂門橋南、仲原、岩河川畑、山下、岩河、前河原、伊菰、屋敷、新屋敷、川之上、古田堂の前、毘沙門、笹ヶ山、坂下、下野田、下原及び中原）及び大字平田の一部（猫ヶ谷、赤迫牧の内、大宮大谷、嶋財、割金剛、猿子塚、壱ツ松、大牟田、妻の木、古場、年森、宮の下、伊弥ヶ谷、井出の上村、宮の本、白坂谷、井出の元、井出の上、下の古場、祭田、耳木田及び卯の山）

イ 都農町大字川北の一部（福原尾浜田、福原尾村北、森、原田、赤穂付、明田、都農園、都農新町、都農中町、都農北町、都農上町、道籠、湯ノ本、上助代、湯牟田、中河原、岡田、鍛冶屋敷、後牟田、鹿牟田、海代、上葦生、馬場口、葦生尾立、橋ノ本、鼓、太田、上田、井出ヶ平、荒崎平、木戸平、川神田、西ノ郡、尾ノ下、京塚、黒石、霜原、藤見、瀬之口、川原田、春田、師匠田、北川田、神ノ木戸、口ノ坪、宮ノ尾、山下、大橋本、温水、尾ノ鼻下、尾ノ鼻、中原、白水、境ヶ谷、谷川堤下、新地堀、鯨橋下、岩山、岩山出口、大人形、鳥屋野、九次牟田、上黒萩、下黒萩、川中州、心見川添、心見上肥、心見、心見一元、堀内村下、堀の内、上ノ原、山末、山末村下、山末浜田、山末北原、綾織水下、浜道狭、寺迫浜田、寺迫平下、寺迫下原、中尾、寺迫北原、中村、寺迫、宮川、山末大原、心見大還上、旧牧跡、白石、龍ヶ平、下中河原、又猪野、又猪野原、長野下肥、長野、長野前田、上中河原、柿木迫、内野川添、西原、宮原、西尾立、内野後原、内野、内野下原、舟川中原、舟川前田、舟川、境谷、南原、前田、下征矢原、土矢原、狐穴、坂下、東平、上征矢原、日向、尾立、舟川尾立、榎谷、谷川、平山山田、下原、寺下、大丸、平山前田、平山西肥、平山、平山尾立、中尾立、山之神、牧川、五反丸、岩崎、鶴牟田、畑倉、椎孫山、百済山、陰河内山、川平山、角崎瀧山、赤木山、三ツ頭山、尾鈴山、長崎尾山、九重頭山、要ヶ頭山、黒原山、悪草山、水無山、鱧の口山、奥の平山及び姦枝折山）

ウ 日向市美々津町の一部（前田、五反丸、永田、新川、新宅、前ノ原、田久保、竹ノ内、宮ノ下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、上百町原、落鹿、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、崎田町、立岩通、中島、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、笹尾、高鳥、石神、田ノ原、丸山、下福原及び上福原）、塩見の一部（ウト檜、下モ小路、滝内、小原萬籠谷、檜木大平、サレ尾及び下り谷）、富高の一部（仏川内及び山口）、東郷町山陰甲の一部（長崎を除く。）、東郷町八重原迫野内の一部（下細亦、上細亦及び上鹿瀬）、東郷町山陰庚の一部（山ノ口、唐木野及び屋敷田）及び東郷町山陰丙の一部（上大谷）

エ 門川町大字川内の一部（竹ノ下、入谷、土々呂下、名子、開田、相原、前田、元仁田、奥野、水無、ニクシ、猪ノ内、今別府、飯干、赤木谷、長原、土々呂平、山中、仁王平、論田、甲ノ口、松ヶ原、赤木、芹ノ谷、宇登木股、江子、板箇野、壱本松、尾畑、総図、小谷、鶴ノ前、清水谷、鳶ノ木、阿仙原、上ノ鶴、コモ原田、内野輪、古畑、出来所、新堂、

神舞水流、ウバガ谷、鍵山、折立、安者、栄治畑、日平、上庭谷、船方、火切地、畑の内、古屋敷、尾地ヶ谷、曾ノ田、西ノ園、又江、上井野、日ノ平、丸尾、九ノ方、下ノ内、クサギ畑、猿川、上小切畑、幸谷、下り谷、宇野平、上水流、下小切畑、上下大池及び笹川）

オ 美郷町北郷区宇納間の一部（板屋）、北郷区入下の一部（黒瀬、尾平、アイノ内、ウツキ藪、奥梶、下タノ原、赤岩、山ノ下、平田、椿原、堂ノ越、土々呂内、屋敷水流、クニギマタ、ヤナノヒラ、下モ小原及びミナノセ）及び美郷町北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保及びヨリキ）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第 109号の6の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

川南町大字川南の一部（牧平、細原、川向、細、下切、櫻山、村上、谷の口、乗越、村上迫田、家村下段、家村道北、家村道南、宮の前、古場田、久保田、出口、久保山、込の口、前久保、平下、土尻、黒岩、杓袋畑、前田、黒岩北、明野、内野丸、藏座村、宮田下、宮田上、八幡山、上の原南分、杓袋原、銀座、竹の天下、森ヶ久保、古場山、狐塚下、上の原北分、長岡、寺屋敷、下の原上、竹浜、形山下、形山上、東平下、新耕原、光、下の原、駒見、孫衛門、竹の下、前肥、昭和、ヨゴ松、岩の本、尾鼻、名貫、大塚山、中猪久保、大和、豊原、大猪久保、大久保、東、牧堀、土手の内、籾ヶ辻、子迎、古坂、下の浜、宮ノ尻、番所、甘付道東、新田、出口東、上肥、甘付道西、権現下、北肥、中の別府、磯道南、南肥、東肥、西肥、竹下、中須、川添、坂下及び前坂下）